

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会会議録

日時:令和6年8月8日(木)

午前10時から正午まで

場所:宮城県行政庁舎11階 第二会議室

〔配布資料〕

議事(1) イノシシ管理事業の実績及び計画について

- ・令和5年度管理事業実績報告書(県実施分)
- ・令和7年度管理事業実施計画書(県実施分)
- ・令和5年度管理事業実績報告書(市町村実施分)
- ・令和6年度管理事業実施計画書(市町村実施分)

議事(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業(イノシシ)令和5年度評価報告書(基本評価シート)(案) 及び令和6年度実施計画書(案)

〔参考資料〕

資料1 イノシシに関する各種データ

資料2 国内における豚熱の発生状況について

1 事務局:(配付資料の確認、議事以降の写真撮影・録画録音禁止の説明、部会委員の紹介を行った)

2 挨拶(伊藤環境生活副部長より挨拶を行った)

本日は、皆様にはお忙しい中、また暑い中、御出席いただき感謝申し上げます。

また、委員の皆さまにおかれましては、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会委員の就任をお引き受けいただき、重ねて感謝申し上げます。

本県では、地域個体群が著しく増加し、人との軋轢を生じているニホンザル、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの4つの獣種に関して第二種特定鳥獣管理計画を策定し、人との共生が保たれる生息状況を目指して、管理事業を実施している。

イノシシについては、生息数の増加には歯止めが掛かりつつあるものの、県内の農業被害額の約半数がイノシシによるものであるなど、依然として人とのあつれきの解消には至っていないと考えているところ。

県としては、第四期宮城県イノシシ管理計画に基づき、生息状況の調査、被害対策及び個体数の管理などを行い、今後も農林業被害等の軽減と適正な個体数管理が図られるよう努めていく。

本日は、イノシシの管理計画に係る令和5年度事業の実績と、令和7年度事業の計画、及び指定管理鳥獣捕獲等事業の令和5年度評価と令和6年度実施計画について、ご審議いただきたいと考えている。

限られた時間ではあるが、よろしくお願ひしたい。

3 開会(平田部会長より挨拶、開会宣言を行った)

先ほど副部長さんのご挨拶にあったように、全国的に見てもイノシシによる農業被害は下げ止まり状態となっている。特に東北地方において、まだ分布域の拡大等が見られるので、宮城県においては、昨年度、市街地での出没や食肉利用施設の強化、さらに豚熱などイノシシを取り巻く状況は、以前に比べて多様な環境となっているので、そういった面も含め、本日もご議論ご審議いただきたい。

私事ながら、本当であれば今日はハワイで国際会議に参加しているはずが、宮城県の方が重要なので、そちらをキャンセルしてこちらに来ている。やはりイノシシといえども宮城県内の皆さんの生活に非常に関わる問題であるので、ぜひ忌憚のないご意見をぶつけあっていただきたいと思う。

それでは宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会を開催する。

事務局:(定足数の報告が行われ、委員10名中7名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。)

4 情報提供

部会長:議事に先立ち、国内における豚熱の発生状況についてと題し、宮城県家畜防疫対策室の西室長から情報提供をし、その後質疑応答を行う。

事務局(家対室):(資料に従い説明を行った)

部会長:ただいま事務局から説明があった内容について、皆さんからご質問・ご意見があればいただきたい。

兼子委員:6ページ目について、アフリカ豚熱の対策は本当に大変だと思う。海外からの旅行者の皆様へというリーフレットがあるが、これは何カ国語分ぐらい用意されているのか。

事務局(家対室):国のもともとのチラシがあり、そちらを参考に作成しており、主要なところ、6ヶ国はだいたい抑えている。

兼子委員:わかりました。もう少し聞きたいのだが、今宮城県内のキャンプ場などでイノシシが出てくるようなところがあるのか聞きたい。やはり観光客が餌をやったりというのは、どうしてもコントロールできないことだと思う。そこをどうするかとか、あるいはそういう事例があった時にどれだけ早く対応するかというのは被害を未然に防ぐために重要かと思う。現在、そういう餌をやっていると

か、イノシシがすぐ近くに見られる場所はあるのか。仮になかった場合でも、もしそういう事例が、例えば SNS とかで上げられた時に、宮城県としてどういう対応するか決まっていれば教えていただきたい。

事務局：この件については事務局から回答する。まず、キャンプ場などの集客施設、山間部の集客施設も含めて、そこでイノシシが見られるか、現状どういった情報があるかだが、少なくともイノシシの生息域が、ほぼ県内の全域にあることから、どこで出ていてもおかしくない。

実際、我々の方にも栗原市、県北の方の地域になるが、高原の方でイノシシが出没して、実際に植生がやられてしまっているという情報がある。そこは観光地なので観光客との事故とかも起きかねないような環境と認識している。この件については県の観光サイドともやり取りをしており、被害防除に向けて、実際、我々も現地に行き状況を見て、どういった対策が必要なのかというところを、議論しているところ。

他に情報が入っているケースはないが、いずれにせよ出ているところであれば、同じように現地を見て、その場所に合った対策を取らざるを得ないということかと思う。

出没した場合などの県の対応についてだが、今回のケースのように観光地であれば、例えばキャンプ場とか登山される場合に拠点となる場所などで、例えばイノシシがいますという情報を出すだけでも違うのかなとは思っているので、事案が発生した場合はそのように観光サイドと調整できればなと考えているところ。ただ状況によりけりで一律の対応は難しいことから、実際はケースバイケースで対応している。

後ほど説明するが、県北での密度がかなり高まってきており潜在的なリスクが高まっているところもあるので、ご指摘の内容は課題と認識している。

兼子委員：ありがとうございます。注意すべき点は、特に SNS などでは情報が上がってしまうと駆除が非常にしにくくなる。そこで二の足を踏むとかえって被害が大きくなることもあると思う。人のいるところにイノシシが出てくる、それが撮影されて拡散されるというのはもう逃れようがない状況だと思うので、そのあたりを考えつつ対策を考えていただければと思う。

平田部会長：その他質問などあるか。

少し戻ってしまうが、鳥インフルエンザも含め野生動物、畜産業に及ぶ影響というのは非常に深刻となっている。このような中、宮城県では家畜防疫対策室の方で家畜に関する野生動物対策を進めていると聞いている。

先ほど兼子委員のご質問にもあったが、市街地出没の際、昨年度もだいぶ県民の方にイノシシに近づかないようにとか、餌付けを行為しないようなど、県やマスコミ各社からの取材対応を通じて情報を発信していただいているので、引き続き、やはり野生動物と人とのある程度の距離感を保てるよう

にということをご周知いただきたいと思います。それと、このように観光サイドなど従来は関係なかったように見える部局や施設などと連携されているようだが、猟友会も含めて、連携というのは多様化するイノシシ対策の問題には必要となるので、引き続きその点についてもこの後の審議の中でもご議論いただきたいと思います。

それでは審議事項にうつる。円滑な議事の進行にご協力いただきたいと思います。

5 協議事項

(1) イノシシ管理事業の実績及び報告について

部会長:はじめに、議事1 イノシシ管理事業の実績及び計画について審議するので、事務局から説明願う。

事務局:(議事1について説明を行った)

部会長:ただいま事務局から説明があった議事1について、皆さんからご質問・ご意見があればいただきたい。

山本委員:資料編の資料1の各種データのベイズ推定のデータにおいて、推定幅が広がっているということだが、推定に使っている密度指標は何のデータを使っているのか。

事務局:密度指標について、計算式含めているパラメーターはまず捕獲実績で、狩猟と有害鳥獣捕獲許可と指定管理の3種類を含めている。それに加えて、出猟カレンダーから分析した捕獲効率の計4指標となっている。

昨年度のイノシシ部会、ニホンジカ部会で少し議論になったが、目撃効率に使用しているのは狩猟と、指定管理のデータのみで、大多数を占める有害捕獲のデータがないので足せばという話があった。これについては、全ての市町村にお願いするのが難しいことから、今年度から一部の市町村の銃猟、わなの方の集計が整っていない状況だったので、銃猟の狩猟カレンダーのデータを追加しているので、精度が少し上がるかなと考えている。

山本委員:わかりました。ベイズ推定の観測プロセスの密度指標データとしてCPUEとかSPUEのような捕獲努力量あたりの捕獲頭数や目撃数を使うのは良いが、5キロメッシュあたりの捕獲数をいれてしまうとベイズ推定では問題があるといわれている。他県では、そういったデータを用いたベイズ推定により得られた推定個体数の中央値の20%以上捕獲していてもシカの個体数が増えてしまったことがあった。

ベイズ推定によって得られた個体数だけでなく、CPUEなどの生データを見て判断したい。5キロメッシュごとの数値だと細かすぎるかもしれないが、各エリアのCPUEやSPUEも減っていて、ベイズ

推定の中央値の結果も減っていれば安心できるので、今度そういったデータをぜひ見せていただけたらありがたいなと思う。

もう一点、農業者の方が困いの中であれば狩猟免許がなくても捕獲できるということだが、こういった方々はハンターではないので、ハンター保険に入っていないと思うが、やる時に何か保険みたいなものを義務付けるとか、そういう体制があるのか教えていただきたい。

事務局：保険の関係について、おっしゃる通りハンター保険は基本的に入っていない理解である。捕獲にあっては、免許が要らないだけで許可は必要なので、法定猟具を使っているというよりは、お手製のわなであったり、手捕りなど、いわゆる大型獣を想定している方は、ほぼいない状況。

山本委員：ではイノシシというよりは小型獣が対象という理解か。

事務局：制度上は、イノシシだろうがクマだろうが出来る。あくまで制度上の周知というところである。周知の意図としては、これまで出来ないと言っていた部分、例えばイノシシであれば、それこそ法定猟具を使って自分でも捕獲ができますよということ、そういったところから、狩猟者じゃない方でも、自発的にできるようになっていただければと考えている。

山本委員：新潟県の例を紹介すると、水稻農家の方は春と秋が忙しく、夏の8月（一番イノシシが来る頃）に手が空いている。新潟県では、農家に狩猟免許をとってもらって捕獲をする体制作りを行っている。県でやる捕獲技術研修会では、農家の方でこれから免許を取る人用の講習、免許取ってから実際にイノシシが捕れるまでの講習、さらに有害捕獲の高度な技術者を育成する講習の三段階の講習を設定している。そこで心配になるのが、保険にしっかり入っておかないといけないということ。大型獣の場合は本人危険にさらされることもあるし、中型の場合は猫などのペットが誤ってかかった場合に大変なことになるので、もし保険の取扱いが市町村ごとに違う場合は、確認していただいた方が安全かと思う。

最後にもう一点、先ほど平田部会長から市街地出沒があったというお話があったが、クマについては宮城県でもすごく出沒しており、市街地対応等されていると思う。新潟県もすごくイノシシが市街地に出ている。

イノシシの防護姿勢はちょっとクマと少し違う。クマは、転がらないように足開くのが良いといわれるが、イノシシの場合、足の内側を噛まれる危険性があるため、イノシシ用の防護姿勢がある。今日の説明では市街地の出沒のデータがなかったので、もしそういったデータがあれば、出していただけたらなと思う。

事務局：色々ご意見ありがとうございます。まず農家の方々へ普及啓発については、説明中、集落ぐる

みの対策事業ということで農政部の方の取組として説明した。そのため、農政部から回答をお願いしたい。

続いて市外地出没の話だが、過去、山林でのケガ事例はあるが、県内でイノシシがいわゆる市街地に出没したという事案はここ近年入っていない状況である。とはいえリスクは当然あると認識している。それに関して今後、クマの関係で鳥獣保護法の改正がされるということで、市街地に出没した中大型獣の捕獲を、それこそ警察の許可ではなく、麻酔も含めて建物内でも鳥獣保護法に基づき捕獲できるようになる。しかし、法整備が進んでもそれが現場に落ちていくまでには、今事例がないというところもあって、なかなか難しいのが実情と思っているので、その点クマとイノシシを合わせて検討していきたいと考えている。

山本委員：市街地出没対策に関してはこれから整備していくことが大切だと思う。新潟県では、市街地付近においてイノシシのくくりわなに毎週のようにカモシカがかかる錯誤捕獲が発生している。新潟県では、去年ぐらいから上中下越地域に、市街地及び錯誤捕獲対応ができる麻酔対応ができる団体を（猟友会と2つの民間団体）配備した。

錯誤捕獲が発生した場合、県が半分、市が半分ずつお金を出して、錯誤捕獲した動物を放獣する体制をとっている。しかし、土日にカモシカがかかった場合、市町村が毎週連続待機になってしまい、働き方改革に逆行する問題などが発生している。今後、麻酔対応件数が増加すると、行政の方も対応する事例が増えてくると思うので、ご検討いただけたらと思う。

事務局（農村漁村なりわい課）：農政の方でやっている集落ぐるみの事業だが、こちらは基本的には防止柵の設置の方法や放任果樹の取り扱いなど、環境整備の部分が中心になっている内容で実施をしている。捕獲に関しての要望が地元の方からあれば、そういった部分についても考えていきたい。

平田部会長：おそらく議論は尽きないと思うが時間もあるので先に進めさせていただきたい。

一点だけコメントだが、個体数推定というのは皆さん非常に関心が高く、その精度を上げるというのは非常に重要な作業とは思いますが、一方でイノシシの場合は多産多死の繁殖をする上、季節変動や年変動が非常に大きい動物なので、個体数の推定の精度を上げることも重要だが、一方でトレンドの把握、今の捕獲体制で十分減少傾向に持っていけているのかどうかなど、検証を引き続きしていただきたいというのと、先ほど県の方からも説明があったように、市街地出没して危ないとか、農家の方が自ら捕獲をするから危ないということだが、その危険性を熟知した上で、先ほどご説明いただいたような、環境整備のようなものを進めていただいて、人材育成も引き続き強化、継続していただきたいと思う。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業、令和5年度評価報告書、基本評価シート(案)及び令和6年度実施計画書(案)

部会長：議事2の指定管理鳥獣捕獲等事業、令和5年度評価報告書、基本評価シート(案)及び令和6年度実施計画書(案)について審議するので、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局：(議事2について説明を行った)

部会長：ただいま事務局から説明があった議事2について、皆さんからご質問・ご意見があればいただきたい。

平田部会長：私の方から一点、捕獲した個体の適正処分について、計画では最後の留意点に豚熱で半径10 kmの陽性個体が確認された場合について記載されているが、各個体の適正処分のところに焼却できない場合は埋設ということで書かれているので、宮城県内はまだ陽性個体を確認している率が17%と高い状況なので、指定管理の従事者の皆様には消毒とか防疫の措置について十分周知していただくと共に、従事者自らのダニや熱中症などの対策についても、計画には盛り込まないことでも結構だが、人材の育成とその後の活用のところでぜひご留意いただきたいと思う。

もう一点、成獣幼獣の区分どうしているか。

事務局：成獣幼獣の区分については、捕獲者からの報告に基づいて、要は目で見て判断した推定齢を踏まえ区分をしている。捕獲実績はすべて写真で報告してもらっているので、よほど乖離がある場合はこちらで修正するが、そうでなければ狩猟者の方々の目で判断してもらっている。

平田部会長：単純に縞模様の有無ではなく、大きさなどで判別しているということか。今、全国各地で捕獲従事者の育成がされ、個体数での管理をされているが、おそらく将来的に、日本国内で人が減っていくので捕獲従事者の確保育成についても限界が出てくるかと思う。そうなった際、今回の計画にも書かれているように、どこで捕獲するかということで、そのマンパワーをどう配分するか、場所と期間などについて、あと、捕獲個体についてもおそらく数ではなく質をやっぱり高めていく必要が出てくると思う。まだ喫緊にそれが必要という状況ではないとは思いますが、おそらく10年後とか20年後には何頭捕まえましたか。よりは何キロ分ぐらい捕まえましたか。みたいなもう少しバイオマスで考えた方がいい日が来るかもしれないので、ぜひ、どこでどうやって捕まえたかというCPUEをとるとか、前年度と比較してどこで捕獲するかということを経験してご説明していただくと、非常にこちらとしてもありがたい。

兼子委員：関連して、今の平田委員の意見に賛成である。個体数で把握すると限界があって無理が来てしまう。その時に何をもって成果を精査するかという時に、一つは農林業被害の額であるとか、人身事故の数、このあたりも捕獲の結果とその結果、農林業被害が減っているのかどうかの紐付けみたい

なことをしていく必要があると思う。

事務局：ご意見ありがとうございます。まず、兼子委員のおっしゃるとおり被害額で見ると、市町村や地域によって増減のばらつきがあり、それが対策をしている地域としてない地域でどう違うのか、さらに対策といっても防止柵と捕獲はまた別のカテゴリでなど、より詳細な分析が今必要になってきているというか、しなければいけない状況にあると認識している。

データを突合していないだけで独立してそれぞれあるので、例えば、次年度の会議の中で全市町村というよりは、被害額の多いところであるとか、被害額が劇的に下がったところについて、その背景や分析結果をご説明できるように準備できればと思っている。

平田委員からあった人財の話に関して、県内の狩猟免許の所持者の状況について参考ではあるが説明したい。狩猟免許の所持者自体は伸びており、また猟友会の会員も増えている。また、免許所持者の年齢構成は若齢化をしている状況で、巷で言われているよりは、潜在的なものも含めて言えば捕獲する資格や能力のある人は伸びていると思う。

しかし、今日欠席の大宮委員などの話を聞いていると、市町村の実施隊として主体的に活動している人は60代以上の方ということで、いくら若齢化していても、参加される数は確実に減っている。従って、県としても狩猟者の確保にはもちろん取り組んでいるが、おそらく今後は兼業の方であるとか、平日に仕事をしながら捕獲をするという必要性が絶対的に出てくる中で、それこそICTを活用して見回りの頻度を減らすであるとか、新しいモデルの狩猟というものが絶対的に必要になってくると考えているところ。

おそらく他県でも同様だと思うので、そのあたり情報交換しながら現状把握に努めてまいりたいと思っている。

山本委員：全く新潟県も同じ状況である。新潟県でも若い人で狩猟免許をもっている人は、平日仕事があり、ほとんど有害捕獲には出られないので、土日有害捕獲に出よう働きかけているが、それでも限界がある。最近、新潟県では市町村で鳥獣対策専任の地域おこし協力隊を採るところが増えており、私の会社（鳥獣被害対策のコンサルティングを実施）にも県から派遣されている。任期の3年がたち、一通り捕獲ができるようになると、卒業後は、市町村から声がかかってそこで獣害対策の仕事に就くケースが多い。このように獣害対策の指導を受けた専門人材が、鳥獣対策だけを業として食べていくのは非常に難しいので、農業、林業、除雪などを合わせて、このような人材を定着させていく取組を始めたので、今後情報を交換させていただけたらと思う。

平田部会長：宮城県は非常に関係課同士が連携されているのを見て取れるが、一方、様々な事業がある中で、棲み分けを成立させるというところで大変苦労されているのではと思う。狩猟の頭数、捕獲数が伸びているとは言え、捕獲数全体で見れば許可捕獲で国の農水省の国庫事業を使っているものが主

となっていると思う。指定管理の場合、県北の方でイノシシが広がっているところで、従事者とか技術が足りないところで、指定管理でやるかどうか、多いところで捕獲を進めるか。非常にそのあたり苦慮されると思うが、方針はおそらく一定ではなく、兼子委員が言われたように、目的が何で、その達成のために、どこで捕獲を行うか、人材育成をするかということについて考えることが重要と思うので、ぜひ、県内の市町村と連携した猟友会の意見を聞きながら事業を進めていただきたいと思います。

平田部会長:そろそろ時間も近づいてきたので、この辺で皆さんからの質疑を終了し、審議事項を原案の通り了承するかということ、皆さん異議があるならお伺いしたい。異議ないか。

(一同異議なし)

部会長:ご異議がないようなので原案を了承する。

以上で本日の議事は全て終了とする。円滑な会議の進行にご協力いただき感謝する。事務局の方に進行をお返す。

事務局(司会):平田部会長、ありがとうございました。

それでは**5その他**に入りますが委員の皆様から何かありますか。併せて、事務局から何かあるか。

平田部会長:家畜防疫対策室の方に伺いたい。大崎の方で捕獲されたイノシシにおいて豚熱の陽性個体が見ついているということだが、施設に運ぶ個体について、捕獲時に豚熱陽性だと伺える症例は見られなかったのか。捕獲して捕獲個体を施設に持ち込む際、陽性個体であれば持ち込まれてしまうと施設を消毒する必要があるので、持ち込む前のある程度症例が見えたかどうかというのを伺いたい。

事務局(家対室):現場で捕獲したイノシシについて、その時点でCSFとは判別できない。従ってとりあえず施設に持ってくることになる。そこで内蔵なり屠体なりきちんとした工程の中で処理をして、内臓については隣に減容化施設があるのでそこで処理し、その間に現場で採った血液を外部の委託期間で検査する。その結果は早ければ翌日出てくるわけだが、それで陽性となれば、まずその個体はダメになる。その後、速攻で地元の焼却施設にもっていくという形をとっている。

その場合、施設が汚染されているわけなので消毒。対応はマニュアルに沿って行う。豚熱となった場合はそういう対応をとっている。

平田部会長：イノシシは体毛が割と多いので、他と違って症例が見にくいいため、なかなか捕獲時点では確認できていないと思う。また、死亡個体の発見数も減っているが、それが県民の方々の死体とか豚熱に対する意識が低下しているのか、それともピークアウトじゃないが、死亡個体がたくさん自然界にある状態が少し抜けていっているのかは分からないが、いずれにしてもアフリカ豚熱の侵入リスクもあるので、サーベイランスだけではなく、そういった異変に気づくようなところも情報提供を各従事者にさせていただくようお願いしたい。

事務局（司会）：ほかに委員の皆様から何かありますか。併せて、事務局から何かあるか。

なければ、以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会イノシシ部会の一切を終了いたします。委員の皆様には長時間、ご多忙のところ、お集まりいただき、ご協議いただきまして、本当にありがとうございました。